

第 22 回国語分科会国語課題小委員会・議事録

平成 30 年 10 月 5 日 (金)

15 時 00 分 から 16 時 55 分

旧文部省庁舎 2 階・文部科学省第 2 会議室

〔出席者〕

(委員) 沖森主査, 森山副主査, 入部, 川瀬, 塩田, 鈴木, 関根, 滝浦, 田中(牧), 田中(ゆ), やすみ, 山田各委員(計 12 名)

(文部科学省・文化庁) 内藤審議官, 高橋国語課長, 鈴木国語調査官, 武田国語調査官, 小沢専門職ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第 21 回国語分科会国語課題小委員会・議事録(案)
- 2 公用文作成の在り方に関する論点(案)
- 3 常用漢字表に関する主査打合せ会での主な意見(案)
- 4 文化審議会国語分科会国語課題小委員会の会議の公開について(案)

〔参考資料〕

- 1 公用文の在り方に関する国語課題小委員会における意見(第 21 回まで)(案)
- 2 改定常用漢字表(平成 22 年文化審議会答申)における「碍(がい)」の扱いとその後の経緯について
- 3 要望が多かった「玻・碍・鷹」の扱いについて(第 44 回国語分科会配布資料)
- 4 スポーツへの障害者の参加の更なる促進のため「障害」の「害」の表記について検討を求むるの件(平成 30 年 5 月 30 日衆議院文部科学委員会決議)
- 5 スポーツ基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成 30 年 6 月 12 日参議院文教科学委員会)
- 6 平成 29 年度「国語に関する世論調査」の結果の概要

〔机上配布資料〕

国語関係答申・建議集

国語関係告示・訓令集

改定常用漢字表

国語分科会で今後取り組むべき課題について(報告)

分かり合うための言語コミュニケーション(報告)

公用文関係資料集

公用文作成の要領(平成 27 年内閣官房長官依命通知別冊・内閣官房注付き)

公用文における漢字使用等について(平成 22 年内閣訓令第 1 号)

法令における漢字使用等について(平成 22 年内閣法制局長官決定)

6 訂 公文書の書式と文例(平成 23 年文部科学省 抜粋)等

文部科学省用字用語例

文部科学省送り仮名用例集 等

〔経過概要〕

- 1 事務局から事務局の異動(内藤審議官就任)について紹介があり, 挨拶があった。
- 2 事務局から配布資料の確認が行われた。

- 3 前回の議事録（案）が確認された。
- 4 事務局から配布資料 4 及び参考資料 6 について説明があり，説明に対する質疑応答が行われた。その結果，配布資料 4 のように修正することが了承された。
- 5 事務局から参考資料 3 について説明があり，説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。
- 6 事務局から配布資料 2 の前半について説明があり，説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。
- 7 事務局から配布資料 2 の後半について説明があり，説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。
- 8 次回の国語課題小委員会について，平成 30 年 11 月 9 日（金）午後 3 時から 5 時まで開催すること，また，会場については決まり次第事務局から連絡することが確認された。加えて，国語分科会について，平成 30 年 10 月 25 日（木）ではなく，平成 30 年 11 月 22 日（木）午後 3 時半から 6 時まで文部科学省 15F 特別会議室にて開催することが確認された。
- 9 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

沖森主査

ただ今から，第 22 回，今期 5 回目の国語課題小委員会を開会いたします。

まず，文化庁では組織の再編と，それに伴う人事異動があったとのことですので，事務局から御報告していただきます。

高橋国語課長

10 月 1 日付けで文化庁の組織が再編されまして，新しい組織となりました。将来的に京都への移転も見据えて，文化庁次長を二人配置するとともに，これまで部制を敷いていたところ部を廃止し，総合的な文化行政の推進に向けた機能強化を図ったところ です。今回，事務局の国語課につきましては，文化庁文化部国語課から文化庁国語課となりました。

また，組織の再編の関係で，審議官として，内藤敏也が新たに就任しておりますので，御報告申し上げます。

沖森主査

では，内藤審議官から一言御挨拶いただきたいと思います。

内藤審議官

今，お話がありましたように，10 月 1 日，新文化庁が発足いたしまして，この機会に，従来は文化庁長官官房審議官だったんですが，文化庁審議官に就任いたしました内藤です。

今，機構改革のお話を申し上げましたが，組織が，2021 年度中に京都に行く組織と，2021 年度以降も東京に残る組織の大きく二つに分かれることになりました。東京担当と京都担当の次長を置き，同様にそれぞれ担当の審議官を置くという組織になります。部制は廃止しましたが，東京の課と京都に行く課に分かれまして，国語課は東京に残る方の課になっております。そこの担当の審議官ということで，着任させていただきました。著作権，国際，芸術文化，そして，国語を担当させていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

国語分科会の委員，国語課題小委員会の委員の皆様には，日頃から国語施策に御尽力，御指導を賜りまして，誠にありがとうございます。今期，第 18 期の国語分科会国語課題小委員会では，公用文の在り方に関する御審議に加えて，常用漢字表に関する課題にも取り組んでくださっていると伺っているところでございます。

常用漢字表について申し上げますならば，若干個人的なお話になりますが，平成 22 年の常用漢字表の改定の際には，ちょうど入省が同期の匂坂課長が国語課長をしておりますして，私は内閣官房にいました。常用漢字表改定をまとめる際，匂坂課長がいろいろやられているのを横目で見えておりました。頂いた答申を内閣告示として告示する際，告示としていく最後の仕上げの過程のところを実はお手伝いさせていただいたという経緯がございます。今，その常用漢字表がこの国語課第小委員会の議題の一つになっていると伺っておりますして，非常に不思議な縁を感じているところでございますし，私としても，改めて常用漢字表に限らず，国語に関する課題に取り組まなければいけないと決意をしているところでございます。どうか委員の皆様におかれましては，忌憚^{たん}のない御意見を頂きまして，今後の審議が実り多くなるよう，お力添えを頂きますようお願い申し上げます。簡単ではございますが，就任に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

沖森主査

それでは，議事を進めてまいります。本日はまず，前回の議事録（案）の確認をしていただき，議事要旨に示した順序とは異なる順番で，まずは「2 常用漢字表について」，その次に「1 官公庁における文書作成について」と協議を進めたいと考えております。

議事に入る前に，文化庁の組織替えに伴う国語課題小委員会の公開規定の変更について，そして，先月 25 日に報道発表されました，平成 29 年度の「国語に関する世論調査」について，併せて説明していただきます。

武田国語調査官

まず配布資料 4 を御覧ください。こちらは手続上の問題ですが，先ほど説明がありましたとおり，文化庁が組織替えをしたことに伴って，これまで文化庁文化部国語課であったものが，文化庁国語課に変わっております。

配布資料 4 の 2 枚目を御覧いただきますと，どこを訂正するかということが御覧いただけませんが，赤い字，赤い線で消してあるところが加筆修正になるところです。内容に関しては全く変わりませんが，国語課題小委員会の会議の公開についてという規定を変更していただきたいということが 1 点です。

2 点目として，参考資料 6 を御覧ください。こちらは，先月 25 日に報道発表された，最新の「国語に関する世論調査」の結果の概要です。いろいろと報道もありましたので，御存じの方もいらっしゃると思いますが，少しだけ御覧いただきたいと思っております。特に現在，ここで検討していただいている公用文との関係を問うたところがございます。

概要版の 4 ページから 5 ページに掛けて御覧ください。若干細かい話になりますが，「公用文作成の要領」という昭和 27 年の内閣官房長官依命通知の別紙，この中では，文章を横書きするときには，「。」と「，」（カンマ（コンマ））を使うということになっております。それについての問いを聞いております。4 ページではまず，自分はどれを使いますかというのを問 4 で聞いています。そうしますと，「。」と「，」

(テン) というのが 8 割を超えているという結果でした。

それから、句読点等の使い方に関して何か困っていることはありますかと聞いたところ、今回の調査では、17% ぐらいの方が「困っていることがある」とお答えで、前回よりも少し減っております。一方、8 割の方は「特に困っていない」とお答えになっています。

それから、符号の使い方などについては、何か説明をするようなものを作った方がいいのか、それとも、今あるもので間に合うのか、あるいは何も要らないのかと聞いています。問 6 のところで、これは前回と余り変わりませんが、「分かりやすく整理し直した方がいい」というのが、大体 4 人に一人ぐらいの感じです。

5 ページに参ります。官公庁などが示す文書を読むことがあるかと尋ねています。これは、「読むことはない」という方が、43.6% と一番多いという結果でした。前回の平成 22 年よりも少し増えております。内容を見ますと、広報誌、チラシやポスター、それから、通達や通知文、ホームページなどの順になっております。いずれも前回よりも少し減っている。読むことがあるという回答が減っている傾向がありました。

そして、5 ページの最後、「。」と「、」、それから「。」と「、」、どちらを公用文、教科書などで用いるのが望ましいかということ聞いております。そうしますと、「。」と「、」というのが現状のルールとしてありますが、それが良いという方が 25% 程度、「。」と「、」の方が良いという方が 38% ぐらいとなっていて、前回よりも「。」と「、」が少し減って、「。」と「、」が少し増えたという結果になっています。

もう一つ、6 ページを御覧ください。何度も話題になってきていますが、公用文の表記のルールと、それから、学校で習う表記についてです。簡単に言ってしまうと、送り仮名の付け方には、許容と、学校で習う本則というものがあるんですが、実は公用文の中には、許容の方を使うケースがあります。それに代表されるように、公用文の書き方と学校で学ぶ表記というのが違う場合があるということについて、それを知っているか、それから、具体的な違いを挙げて御意見を聞いています。そうしますと、問 10 の方ですが、公用文や法令で使う書き方には、やはり慣れていない方が比較的多いという結果が出ております。この辺りも今後の検討の中で参考にさせていただけるところかと思えます。

そのほか、メールの問題ですとか、外来語についての意識ですとか、そういったものも聞いております。また、例年どおり、慣用句なども聞いておりますので、またゆっくりと御覧いただければと思えます。

沖森主査

ただ今の御説明について、何か質問若しくは感想がありましたら、この際、是非ともお聞かせいただきたいと思えます。何かございませんでしょうか。

塩田委員

今回、多分、報道記事だったと思うんですが、メッセージとして、他人の言葉を間違いとして責めるのはよろしくないというような趣旨のことがあったと思うんですが、非常によかったと思えます。やっと文化庁国語課の意図が伝わったというか、そのおかげで各紙でも、この言い方が正しくてこれが間違っていると書いている社がほとんど見当たらなかったというのは、多分、そのメッセージのおかげだと思うので、今後ともそのような形で真意が伝わればなと思っております。

川瀬委員

「官公庁の文書を読むことがない」が43%というのが、結構ショックで、だからどうということではないんですが、多分、目にはしていても、読むという意識がないのかと思います。本編の方を見ますと、詳しくチラシやポスターとか、ホームページとか、例を挙げていますが、それでも読むことはないということです。官公庁の文書、公文書がこれだけ読まれないということ自体がまず、書き方うんぬん以前の問題なのかなと…。

沖森主査

「直接には読まない」ということで、興味はあるんだろうと思います。直接にはそれを読まないということなのではないかと…。

川瀬委員

多分、読みにくさというのも影響してはいるんだとは思いますが。世間の関心として、あ、そんなもんなんだというのを、一つ下地の中に入れておかないといけないのかなと思いました。

鈴木委員

今の川瀬委員に関連して、これが官公庁の文書ですと意識しないで読んでいる、自分は官公庁の文書だと思っていないというそういう誤差、それがどうもあるような気がします。いや、それは調査結果を否定する、根拠もなく否定しているんで、変な話ではありますが、そのおそれがあるのかなという気はするんですが、その辺いかがでしょうか。

武田国語調査官

確かに具体的にこういったものを見たことがありますかとか、そういった聞き方ではありません。字面だけの問いを調査員が読み上げて、それに対してその方の意識を答えていただいておりますので、実際に見ていても気付いていないとか、そういったことは可能性としてはあると思います。

沖森主査

ほかにいかがでしょうか。毎年行っているものですので、また来年に向けてお考えがあれば、是非とも事務局の方にお伝えいただければと思います。

もう一点、配布資料4の国語課題小委員会の会議の公開については、示されていますように、変更いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(了承。)

沖森主査

ありがとうございました。では、承認されたということにしたいと思います。

それでは、議事に入ります。まず、「2 常用漢字表について」から入ってまいります。参考資料4, 5にあります衆議院文部科学委員会の決議と、参議院文教科学委員会での附帯決議が、石偏の「碍」という漢字を常用漢字表に追加することの可否を含めた所要の検討を行うよう求めております。これを受けまして、国語課題小委員会で検討を始めたというのは、御承知のとおりだと思います。

前回の国語課題小委員会では、8月16日に開催しました主査打合せ会での検討に基づいて、常用漢字表を改定するには相当の時間を掛けた検討が必要であるということ、そして、一方で、東京でのオリンピック・パラリンピックを2020年に控えていることなどから、できるだけ早いうちに、現行の常用漢字表に基づく範囲で、国語分科会としての考え方を国民の皆様方にお知らせしてはどうかという提案をいたしました、おおむね御了解いただいたところであります。

これを受けまして、先週、9月25日に第2回主査打合せ会を開きました。具体的にどのような形で国語分科会の考え方、メッセージを示すべきか、あるいは示せるかということについて検討を行いました。しかしながら、本日ここで取り上げていただくような具体的な案にまで煮詰めることはできませんでした。そこで、配布資料3として、そこでの検討内容の骨子をお示ししてあります。

この主査打合せ会の中で、平成22年の常用漢字表改定の際に、当時の漢字小委員会、この課題小委員会の前身とでもいったような、そういう委員会ですが、その漢字小委員会とその上部の国語分科会でどのような議論が行われたのかということについても、きちんと踏まえておくべきであろうという意見がございました。これまでその点については、この国語課題小委員会では簡単な説明しかしてきませんでしたので、本日は参考資料3として、当時の国語分科会の資料を準備していただきました。主査打合せ会の様子を報告していただくとともに、配布資料3について、事務局から説明をお願いします。

武田国語調査官

それでは、参考資料3を御覧ください。主査からお話があったように、この間の主査打合せ会の中では、まずはメッセージを出すということが大事であって、それを早く出すということを考えるとともに、この件にまつわる経緯であるとか、考え方であるとか、そういったものもきちんとそこには同時に示すべきであろうという御意見が多くありました。

そのうちの一つとして、平成22年の常用漢字表の改定のときにどういった議論が行われて、そして、どういう経緯で結論が出たのかということについて、もう少しきちんと踏まえておくべきではないかというお話もありました。

それで用意したのが参考資料3です。これは具体的な日付は書いていないんですが、第44回国語分科会、平成22年5月19日に行われた会議の配布資料です。この国語分科会の決定を受けて、その後、文化審議会総会で改定常用漢字表が答申されます。その直前の国語分科会になります。

今日は石偏の「^{がい}碍」のところに絞ってお話を申し上げますが、このときには、石偏の「碍」に関しては、常用漢字表を選定する基準に照らすと、入れることにはならないという結論がありました。ただ、当時の政府の中に「障がい者制度改革推進本部」というものがあって、そこで「障害」の表記について検討されているので、その検討結果によっては、もう一度国語分科会で検討するという結論になったわけです。その際に、前提として、頻度数などの基準を満たさないということとはまた別に、石偏の「碍」という字を入れてほしいという多くの意見がありましたので、それに対して国語分科会としてきちんと見解を示す必要があるだろうと作成したのが、この資料になります。

そのとき寄せられたたくさんの御意見には、大きく言って三つの観点がありました。一つは、戦前には石偏の「障碍」という字が使われていたけれども、戦後、当用

漢字表が「害」を導入したことによって石偏の「碍」が使われなくなって、代わって「害」の方が使われるようになったという、そういった観点の御意見です。

二つ目に、それと関係するところですが、戦前は石偏の「障碍者」というものが使われていたけれども、戦後はそれを、うかんむりで「障害者」と書くようになったという御意見でした。

そして、三つ目は、石偏の「障碍」とうかんむりの「障害」とでは、これは意味に違いがあるんだといった御意見でした。

それに対して、当時の国語分科会がどのような見解を示したのかというのが、この資料です。余り詳しく御説明する時間はないんですが、ざっと御覧いただきたいと思えます。まず1点目の、戦前は石偏の方が使われていたということに関しては、いろいろなものに当たりまして、国語課で見つけたものとしては、江戸期の最後に既に「英和对訳袖珍辞書」、この中に既にうかんむりの「害」が出てきているということ。それから別紙2に、ここでは「日本国語大辞典」を引いておりますが、例えば、夏目漱石や森鷗外が、それぞれうかんむりの「害」であったり、石偏の「碍」を使っていて、同じ時期に両方の表記が使われていたということ、あるいは、法令においても、ここでは法律だけを引っ張っていますが、法律においても、うかんむりの「害」と石偏の「碍」と両方が使われていた例があったりするということを示しております。

特に別紙4から見ていただきますと、これは国立国語研究所が雑誌「太陽」というものを分析したコーパスですが、これを利用して、「障害」、「障碍」の使われ方を調べてみたものです。これを見ていただくと分かるように、明治42年ぐらいのところまでは、石偏の「碍」とうかんむりの「害」と大体きつ抗しているんですが、大正に入ってきますと、だんだんうかんむりの「害」の方が多くなっていく傾向があるということが分かります。

それから、別紙5は、「明治の読売新聞」というCD-ROMがありまして、昔の読売新聞を画像として取り込んで見られるソフトを調べた結果です。これはテキストとしては読めないの、全部画像を当たるしかなく、全てを拾えたわけではないかもしれませんが、索引などをヒントにして、古いものからずっと当たって行って、用例を並べたものが別紙5です。御覧いただくと分かるんですが、やはり石偏の「障碍」と、うかんむりの「障害」が両方出てまいります。最初に出てくるのは、石偏の方です。「障碍」として使われているのは、明治10年の「障碍物飛び越し」というものです。ただ、この頃には、石偏の方の表記に対して「ショウゲ」という読み方もかなり使われています。その後、明治19年を見ますと、うかんむりの「障害」が出てきます。

また例えば、6ページに幸田露伴の、新聞に連載していたものですが、『日ぐらし物語』「ねぢくり博士」という小説があるんですが、幸田露伴は、「ショウガイ」にはうかんむりの方を使って、石偏の方は「ショウゲ」と読んでいるというような、そういった例も見付かりました。

それから、8ページを御覧いただきますと、8ページの真ん中の段、明治33年3月23日、24日と、これは1日目、2日目ということで、記事が2日にわたる連載で出てくるんですが、タイトルに1日目はうかんむりの「障害」を使っていて、2日目は石偏の「障碍」を使っているという例も見付かりました。

このように、うかんむりの「害」と石偏の「碍」は同じように使われていた可能性があるのではないかとということ、それから、石偏の方は「ショウゲ」という読み方で使われていたこともあったのではないかとということが、ここからお分かりいただけるかと思えます。

以上，1点目の，戦前は石偏だったのが，当用漢字表でうかんむりに変わったということに関しては，実は戦前，元々両方が使われていました。当用漢字表が導入されたことで，それからうかんむりにどんどん収束していくということはもちろんあったと思いますが，そもそもの話としては，両方あったということがお分かりいただけるかと思います。

それから，「障害者」という表現についてです。これについては，10ページに法律を挙げております。簡単に申し上げますと，「身体障害者」という言葉が世の中で広く使われるようになるのは，10ページの昭和24年12月に，身体障害者福祉法というのがありますが，この法律ができてからと言われております。戦前は石偏で「障碍者」と書いていて，戦後はうかんむりに変わったのではないかということに関しても，必ずしもそう言えないところがあるのではないかということをお示しした資料から御覧いただけるかと思います。

そして，3点目，石偏とうかんむりの意味が違うのではないかということなんですが，これに関しては，今まで御覧いただいたように，実際，運用としてはほとんど同じような意味で使われていたと思われれます。また，そのとき少し話題になりましたのは，「ショウゲ」という読み方についてです。古い読み方になりますが，その場合には，別紙7に辞書のコピーを挙げておりますが，必ずしも良い意味とは言えない意味があるということも話題になりました。

ですから，単漢字として石偏とうかんむり，これを比較しますと，確かにどちらがより望ましいというお話が出てくると思うんですが，「ショウガイ」という言葉について石偏とうかんむりと比べたときに，簡単にどちらがふさわしいということが言えない面もあるという話がなされております。

ただ，これは正に国語と言いますか，言葉の問題ですので，当ても確認されておりますが，それ以上に当然考えなくてはいけないのは，当事者の方も含めて，うかんむりの「害」を使いたくない，嫌だとお考えになっている方がいらっしゃるということです。その点についてはもちろん配慮が必要なわけですが，ただ，国語施策という観点から言いますと，まず，常用漢字表の基準からは，この字は入れられないということ，それから，国語的な歴史を見たときに，いろいろな御意見が寄せられている中で，お示した資料にあるような経緯があったということをお示ししたということになります。

そして，最後に別紙8として，平成21年12月の閣議決定が挙がっております。ちょうど当時，これも何度も申し上げていることですが，法令等における「障害」の表記の在り方について，正に政府で「障がい者制度改革推進本部」というものを設置して，そこで検討すると言っております。ですから，そこで障害者施策の観点から，社会全体でこの言葉をどう考えるかということが正に検討されているところだったので，その結果を受けて，国語分科会では検討するということになっていたということです。

以上，今お示した資料などについては，何かお気づきのことですか，御質問があれば頂戴したいと思います。

沖森主査

では，ただ今の説明について，御質問，御感想などがあれば，お願いします。どうぞ忌憚のないところを御発言いただければと思います。（ 挙手なし。）

特に質問がないということであれば，先に進めますが，よろしいですか。

では，配布資料3「常用漢字表に関する主査打合せ会での論点」を御覧いただきました。

いと思います。これまで繰り返し述べてまいりましたこととも重なっておりますが、ここに書かれているようなことが、メッセージと言いますか、考え方、国語分科会からのメッセージの骨子になるかとも思っております。ですので、少し長くなりますが、読み上げながら御説明申し上げたいと思います。

配布資料3「常用漢字表に関する主査打合せ会での主な意見(案)」の最初の丸からです。「現行の常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)の考え方(「漢字使用の目安」,「運用に当たっては、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるもの」(前書き))によれば、各自治体や民間の組織などにおいて、それぞれの考え方に基づいて「障害」以外の表記を用いることができる。まずは、そのことを広く知らせる必要があるのではないか。」というのがまず第1点。

そして二つ目、「「障害」のほか、「障碍」「障がい」「しょうがい」など、それぞれの考え方や事情に従って用いられている表記については、いずれも尊重される必要があるのではないか。」ということ。これらは常用漢字表が使用の目安ということでもあり、法令や公用文以外については、表にない漢字を用いても問題ないということに改めて国民の皆様方に知ってもらってはどうかということでもあります。今回のメッセージの核となるのは、こういうところかと思っております。

そして三つ目、「「選択肢としての漢字」という考え方は、これまでの常用漢字表にないものである。国語施策の問題として検討するとなれば、相応の時間が掛かるのではないか。」

そして四つ目、「平成22年の常用漢字表改定時の審議の経過や、その後の障害者政策を担当する他の部署における検討の状況等について、改めて整理する必要があるのではないか。」国語施策の観点から検討を行うということになれば、常用漢字表の性格そのものにも関わるところがあります。したがって、どうしても時間が掛かる協議になるかと考えられます。

そして最後、「改定常用漢字表」(平成22年文化審議会答申)では、「政府の「障がい者制度改革推進本部」において、「「障害」の表記の在り方」に関する検討が行われているところであり、その検討結果によっては、改めて検討する」としており、障害者政策の観点からの検討が更に進められるよう呼び掛けてはどうか。」ということでもあります。

主査打合せ会では、障害者政策の観点からも、是非とも検討してほしいという声がありました。そのことも国語分科会から申し上げるべきであろうと考えております。

まずは、こういった意見を踏まえた考え方、そして、メッセージのようなものをお示しした上で更に検討を行っていくことになるのではないかと思っております。

このほか、直接的なメッセージだけでなく、これまでの経緯などをある程度理解していただけるような説明を参考として付けた方がよいという御意見も頂いております。

以上のような主な意見について、5点、お示し申し上げましたが、これらの点、若しくはこれらにまつわる諸点について、質問、御感想等があれば、お願いいたしたいと思っております。

田中(ゆ)委員

配布資料3について質問です。上の二つについてはよく分かりました。

三つ目の丸で「選択肢としての漢字」とありますが、ここが括弧となっていて、ハイライトが付いているんですが、これはどこから来たものなのか知りたいと思えました。

次に四つ目の丸について、「改めて整理する必要があるのではないか」ということですが、これは十分整理されているような気がします。ここで言われている「改めて整理する必要」というのは、どういうレベルで、何のために話し合われるのかといったことが知りたいと思います。

そして最後の丸について、「呼び掛けてはどうか」というのは、「障がい者制度改革推進本部」に呼び掛けてはどうかということなんでしょうか。今、検索してみたところ、これは存在しているようですけれども、平成 24 年から先のところでは、サイト上からは何か新しいことが起こっているようなことも見受けられます。事実上、余り活動していないということなのかどうか、この 3 点をお願いします。

沖森主査

これはおまとめいただいた事務局の方から、直接御説明いただきたいと思います。

武田国語調査官

1 点目からお話いたします。まず、「選択肢としての漢字」をかぎ括弧でくくっておりますが、これは、参考資料 4 を御覧いただきたいと思います。今回、衆議院、参議院から出てきた決議の最後のところを見ていただきますと、「政府は「障害」の「害」の表記について、障害者の選択に資する観点から、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うべき」ということが言われています。このまますを引用したわけではなく、「選択肢としての漢字」という形でくくっていますが、これを意識した言葉だということです。

つまり、常用漢字表というのは、原則としては一語一表記という考え方を取っていますが、この決議では、選択肢となるような形で入れてはどうかということが言われているということです。

田中（ゆ）委員

では、その後のところに重ねて、今のことについて質問です、そうすると、ここは「選択」という言葉がどこから来たのかについては、今の御説明でよく分かったんですが、そもそも常用漢字表では、一番上の丸のところにあるように、「運用に当たっては、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるもの」としてあります。これは正にそのところは好きにどうぞと書いてあるわけで、それは「選択」という言葉を使っているかどうかというだけのように私には理解できますが、三つ目の丸が、なぜそこまで強い問題になったのかという経緯を簡単に伺いたいと思います。

武田国語調査官

今、おっしゃったところで重要なところは、常用漢字表はそもそも選択肢としての漢字というのを、外にあらかじめ置いているという点なわけです。目安として常用漢字表があるわけですので、ここにある漢字を使えない場合には、あるいは違う漢字を使いたいときには使っていないですよということを既に言っているわけです。ですから、選択肢として常用漢字表の中に入れろということになると、これは全く新しい考え方になる可能性もあるわけです。今回の決議は、正にそこを言ってきているわけです。

なぜそういうことになるかと言いますと、一つは、「障がい者制度改革推進本部」で、平成 22 年の当時に議論が行われていたわけですが、一つに決めることができなかったということです。そのときの議論というのは、「ショウガイ」という言葉をど

ういう漢字にするのか、あるいは新しい別の言葉にするのかということを検討していたわけですが、それが決められなかったということです。今回の国会からの決議は、そういう状況を踏まえて、常用漢字表の中に、これまでの考え方とは違うかもしれないけれども、選択肢として「碍」という字を入れることで、この字にしたいという人たちに配慮してはどうかということを行っている。

ただ、そこが正に常用漢字表の考え方はそもそも目安であって、外の字を使っていると言っているという状況とぶつかると言いますか、そこをどのように考えるかという問題が出てきますので、あえて「選択肢としての漢字」ということを前に出しているということになります。

田中（ゆ）委員

引き続き。そうすると、今、ここの三つ目の丸のところの問題になっているのは、常用漢字表という発想そのものが、好きに使っていいよということになっていることについての考え方が問題なのではなくて、現在、表外字である漢字を入れて、表内に選択肢を設けるということが問題であるという指摘なんでしょうか。そのように理解してよろしいのでしょうか。

武田国語調査官

はい。

田中（ゆ）委員

分かりました。

では、次、お願いします。

武田国語調査官

下から二つ目の丸の「改めて」のところですが、これまでも、既にいろいろな御紹介はしてきているわけです。ここでこういう議論がありました、あちらでもこういう議論がありましたと。ただ、まだ国語課題小委員会では十分にお話をしていないことがあります。

例えば、国会では、質問主意書というものがあります。文書の形で国会質問するという制度です。質問主意書でこの問題が取り上げられたりもしておりますが、まだここで御紹介してはいません。そのように、まだお知らせしていないような情報がありますので、その辺りも含めてもう一度きちんと整理する必要があるのではないかとということです。これまでも多少御紹介してきたものを、更にきちんと整理すべきところがあるのではないかと、正にその「改めて」ということです。

田中（ゆ）委員

であれば、今回、参考資料3で割合、充実したものを頂いたように思いますが、私たちの知らないことを更によく知ってから決断をしようということでしょうか。

武田国語調査官

はい。また、今後、ここで議論していくときにも、あるいは外に向けて発信していくときにも、そういったことが必要であるということになるかと思えます。先ほど参考資料3について説明したのは、正にこの「改めて整理する必要」の一部だということになると思えます。

田中（ゆ）委員
分かりました。

武田国語調査官

最後の点についてです。「障がい者制度改革推進本部」なのですが、これは事実上ないとはいえますか、全く動きがなく、その下にあった「障がい者制度改革推進会議」も既に廃止されております。

田中（ゆ）委員

なくなっている。では、どこに呼び掛けるんですか。

武田国語調査官

具体的にどこに呼び掛けるかということは、御指摘のとおりで、今の段階でははっきり書いておりません。ただ、先日の主査打合せ会の中でも、やはり障害者政策の観点からの検討が必要ではないかという御意見もありました。方向をどこに向けてということははっきり書いていませんが、障害者政策の観点から検討すべきところで検討していただきたいということです。

「障がい者制度改革推進本部」は、当時の内閣に閣議決定で作られたものなのですが、平成 24 年を最後に止まっています。一方、現在は障害者基本法に基づいて、「障害者政策委員会」というものが内閣府にはあります。現段階でそこに向けてということではないですけれども、会議体ということと言いますと、「障害者政策委員会」というものがあるということはお伝えしておきたいと思います。

田中（ゆ）委員

最後の丸は、国語分科会ではなくて、障害者政策委員会でやってもらえばいいのではないかということですか。それとも、連携してやっていこうではないかということですか。

武田国語調査官

ここには、例えば、国会の決議を見たときに、「碍」の字を常用漢字表に追加することの可否ということをずばり言われておりますので、それはやはり、まずはここで検討することかと思われま。

田中（ゆ）委員

ここって、どこですか。

武田国語調査官

ここ、国語分科会に課せられたテーマということになるかと。それで実際に今、御検討いただいているということがあると思います。それとともに、政府においては、「障害」の表記の在り方に関する検討について、実際にそれがどれくらい動いているかという進捗が全て見えているわけではないですが、現段階でもこの検討は進められているということになっています。

そういったことが今のところ言われておりますので、もうやめましたということではないわけです。そのような状況もありますので、更に活発に議論されるということ

を望んでいることが言えるのではないかということです。

田中（ゆ）委員

ちなみに、後継の障害者政策委員会は、「害」は平仮名なんですか。

武田国語調査官

そうです。「障がい者制度改革推進会議」の平成 22 年のときの最後の結論では、法令などにおいてはうかんむりの「害」を当面使うという結論で終わっています。その上で、今後も当事者の考え方を含めて検討していくということを言っています。

これは、ちゃんと文章を見ていただいた方がよいと思います。参考資料 2、その 4 番を御覧ください。「障がい者制度改革推進本部」による検討」というところです。ここでの当面の結論が、平成 22 年 12 月 17 日の第二次意見というものです。その抜粋が点線の四角の中にあり、読み上げたいと思います。「【表記問題に対する結論と課第】「障害」の表記については、様々な主体がそれぞれの考え方に基つき、様々な表記を用いており、法令等における「障害」の表記について、見解の一致をみなかった現時点において新たに特定の表記に決定することは困難であると判断せざるを得ない。法令等における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、今後、制度改革の集中期間を目途に一定の結論を得ることを目指すべきである。【今後の取組】今後、更に推進会議においても検討を進め、意見集約を図っていく必要がある。なお、表現の多様性を確保する観点から自治体等が「障碍」という表記を使いやすくするべきとの意見もあり、「碍」を常用漢字表に追加するよう提言することの適否について、併せて検討すべきである。」と。これが「障がい者制度改革推進本部」の下に置かれた「障がい者制度改革推進会議」の一応の結論、この問題に関するその時点での結論になっています。

なお、制度改革の集中期間というのは、平成 26 年ぐらいまでが想定されておりましたので、集中期間というのは終わっています。

その後、現在は障害者政策委員会というものがあるという話をしましたが、そこでもこの件については検討が行われています。5 のところを御覧ください。これは平成 24 年 12 月 17 日にまとめられた「新「障害者基本計画」に関する障害者政策委員会の意見」というものです。この中では、「法制上の「障害」の表記の在り方については、障害者権利条約における新しい障害の考え方を踏まえつつ、今後の国民、特に障害当事者の意向を踏まえて検討する。」となっています。

そして、先ほど、今も検討が行われているということになっていると申し上げたのは、正にこの最後の部分が今も続いているということです。

田中（ゆ）委員

最後の部分とは。

武田国語調査官

最後の四角の囲みの中で、「今後の国民、特に障害当事者の意向を踏まえて検討する。」ということになっていて、今、その検討の途上にあるということになるであろうということです。

やすみ委員

今、お話に出ました障害者政策委員会というところにも、このことを取り上げてい

る、担当されている方もいたりするということですよ。だとすると、そちらとやはり足並みをそろえて一緒に進めていかないと、「ガイ」という字の議論は、世の中にも余り浸透していかないのではないかなと思います。

というのは、私は石偏の「碍」を使う使わないということ、参考資料3のところの議論にも、当時の国語分科会の委員としてその場にいらしていただいた人間です。常用漢字表のための委員会の中でかなり時間を割いたという記憶がありますし、また、割いて何も実らなかったということではなく、特にいろいろな資料をこうやって集めていただきました。あと、その都度事務局の方からしっかりとした説明もしていただいて、かなりいろいろなことが理解できたと思っています。ですので、是非、参考資料3を今一度前回のときのように、また時間を使って御説明いただいたり、また、皆さんの理解を深めていただいたりするのための時間を作っていただければ、前回、一所懸命時間を使って取り組んだことが、更に分かっていただけじゃないかなと思います。

それで、その後、時間がたって、やはりまだ世の中の方が「ガイ」についてそんなにこれほど議論がされているというのを知っていないわけですよ。ですから、2020年を前にして、こういう議論をするというのは、ちょうど今がよいタイミングだし、もしかしたらちょっと遅かったかもしれませんが、是非、障害者政策委員会の方とここで手を組んで、もっと広めていくように、そして、世の中の方がどんなふうに捉えているかということを実際の感覚として知っていくということがいいのではないかなと思いました。

川瀬委員

常用漢字表は、法令や公用文以外は一つの目安であるというのは分かったんですが、結局、もう一つのテーマで、公用文とは何ぞやという話にもなってくるんですが、どの程度常用漢字表というのは、法令や公用文ではマストなんですか。要するに、公用文というのは、常用漢字表から一個も外れちゃいけないものなんですか。

武田国語調査官

基本的にはそのとおりです。必ずしもそうではないところもあるのですが、それはほんの一部ですから、外れてはいけないということになると思います。ただ、例えば、法令などを見ていきますと、常用漢字表にはない漢字を使っているものですか、あるいは常用漢字表にない音訓を使っているようなものも散見されます。ですから、絶対に駄目だということではないと思います。

川瀬委員

だから、自治体でも石偏を使っても構いませんよという論理も成り立つわけですよ。

公用文では常用漢字表にのっとらなきゃいけないというのが大前提だとして、それが限りなくマストだとしたら、各自治体や民間の組織などにおいて、民間はともかく、各自治体は破綻するなと思ったんですよ。たとえば看板一枚であろうと、自治体が出せば、それは公用文なんじゃないかという気がしますので、公用文とは何ぞやということも関わるのかと思いました。

武田国語調査官

誤解がないようにもう少し補足しますと、やはり法律を作ったり、しっかりした公

用文書を作ったりするときには、常用漢字表に基づいてやりますので、外れても構わないと言ってしまうと、まずいかと思います。特例として、常用漢字表を外れているもの、それ以外の字を使っているものもあります。ただ、そういったものは、例えば、ルビを振るなどの対応がなされています。

また、地方公共団体、地方自治体に関して言いますと、常用漢字表に縛られている面がないわけではありません。国の動きを見ながら仕事をするわけですので、例えば、条例の中ではうかんむりの「障害」を使っているけれども、部署の名前は交ぜ書きの「障がい」にしているというようなところもあります。そういった運用はなされていますが、やはり法令では、うかんむりが使われているという、その重みはあると思います。

滝浦委員

私も同じようなことを伺いたいです。個人や団体が違う表記を使うのは、多分、可能なんだと思いますが、問題なのは、自治体などが石偏の「碍」を使えるのかどうかという、焦点は多分そこだろうと思うんです。

今、常用漢字表の前書きを見ていたんですが、確かに「漢字使用の目安を示す」と、「目安」という言い方が使われているので、絶対というわけではないというニュアンスがあるんだろうとは思いますが、ただ、専門用語には及ばないけれども、一般の社会生活と密接に関連する語の表記については、この表を参考とすることが望ましい」と書いてあり、固有名詞を対象とはしない、過去のものとは否定しないと書いてあります。

あとは運用に当たって、「個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである」という項目があって、恐らくその最後の1行が何かの根拠になって、違う表記を使う可能性、余地を残している部分なのかと思うんです。実際問題として、自治体などが一種の公用文を出していくときに、その部分を解釈して、違う表記というののできるのか、どの程度できるものなのか。我々に求められているものが何であるか。一つではないかもしれませんが、例えば、最後の「個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のある」という言い方は非常に抽象的なわけですが、今回の石偏の「碍」を用いるということが、それに当たるんじゃないかみたいなことをメッセージとして発することが可能なのか。そういった解釈について御教示いただければと思います。

武田国語調査官

余り軽々にお答えできるところではないかもしれませんが、例えば、法令でなぜ常用漢字表を使わないといけないかと言いますと、まずは机上資料「国語関係告示・訓令集」を御覧ください。

一つは、「公用文における漢字使用等について」というものがあります。209ページです。これは、常用漢字表ができたときに同時に内閣訓令として出ているもので、簡単に言うと、公用文を書くときの常用漢字表の使い方、常用漢字表の使い方だけにとどまらず、もう少し広い観点も含まれていますが、公用文の書き表し方について書いてあります。

209ページ「1 漢字使用について」の(1)を御覧ください。「公用文における漢字使用は、「常用漢字表」(平成22年内閣告示第2号)の本表及び付表(表の見方及び使い方を含む。)によるものとする。」となっています。これは、よく読むと分かるんですが、ここには、「前書き」が含まれていません。落とされているんです。「前書き」には目安であると書いてあるわけです。そうすると、これは内閣訓令で、

国の機関を対象にしている命令になりますので、国で作る公用文に関しては、常用漢字表は目安であるという考え方はないわけです。

滝浦委員

駄目なんですね。

武田国語調査官

はい。国に関しては駄目なんです。ただ、この訓令というのは、地方公共団体に及ぶものではないわけです。ですから、その解釈というのは、簡単に申し上げられるものではないと思うんですが、直接的には国に向けている、国の機関に向けているものだということは言えると思います。

これと同様に、「法令における漢字使用等について」というものが、同日に内閣法制局から出ています。そこでも法令における考え方というのを述べていて、おおむねこれと同じ考え方を示しているということになります。

ですから、それぐらいしっかりと法令においては、あるいは公用文においては定められていますので、それが地方にも影響しているということは間違いなくあります。では、地方で条例を作るときに、常用漢字表と違う文字遣いが本当にできるのかということに関しては、ここでははっきりとしたお答えはしないで、きちんと調べておきたいと思います。

田中（ゆ）委員

参考資料2で先ほど御説明いただいたところと、今のところの話で伺いたいところがあるんですが、参考資料2の4にある「障がい者制度改革推進本部」は、内閣府に置かれたものにもかかわらず平仮名にしているのは、これは何に基づいて平仮名にしたんでしょうか。

それから、ここで「制度改革の集中期間を目途に」とありますが、これは平成26年度までとさっきおっしゃっていましたが、しかし、その後継の5のところでは、大分時間がたっているけれども、継続しているということです。どう進展しているのかということ、この委員会と国語課題小委員会は、何らかの意見交換なり、交流なりがあったのか、なかったのか、何でそんなに長引いているのに決まっていらないのか、また、この4のところでは平仮名を使っているけれども、先ほどの事務局の御説明でいくと、駄目なんじゃないのか、駄目だったから、5ではうかんむりの「害」に戻っているのかなど。そのところを伺いたいです。

武田国語調査官

これが交ぜ書きになっているのが、何を根拠にしているのかということとは、正直申し上げて、よく分かりません。ただ、これは政治的に作られたと言いますか、政治主導で作られた、閣議決定の組織ですので、行政の外と考えることもできなくはないと思います。そういう政治的な判断の下で作られた組織でしたので、特例的なことになったのかと思います。ただ、なかなかはっきりと答えられないところです。

それから、その後の進展ということですが、例えば、内閣府では世論調査などをして、「ショウガイ」の表記について聞いたりしています。ただ、具体的に外に見える形でその議論がその後進んでいるかどうかということについては、なかなか分からないところがあります。

田中（ゆ）委員

交流はしていないということですか。

武田国語調査官

具体的な交流はないです。もちろんこういった議論に関しても、情報はちゃんと共有していますが、それ以上のことは、現段階ではないということです。

塩田委員

今の公用文における漢字使用等について、209ページの解釈なんですけど、「公用文における漢字使用は常用漢字表によるものとする」の「よる」について。この「よる」が、原因の「因」で書く「因る」だったら、基づくとかいう意味だと思うんですが、根拠とか典拠の手偏の「拠」だとすると、よりどころにするということになると思います。よりどころにするという意味だとすると、漢字で書けるけれど、平仮名で書くことを否定はしていないんじゃないかと私は思っています。ですから、(1)は全般的にそういうことを言っているわけで、「よる」の解釈が、漢字で書けるものは漢字で書かなきゃいけないと言っていることなのか、あるいは漢字でここまで書けるという意味で言っているのかが、余り明瞭ではありません。

私自身は、漢字で書こうとすれば、ここまで書けるという運用の方が本当はいいんじゃないかと思っている立場なので、そう解釈すれば、「障がい者対策推進本部」も、別にここからは外れないことになる。ただ、もしそう解釈すると、今までの運用とは相当ずれてくるのかもしれない。

武田国語調査官

今のお話ですが、少なくとも国語課では、常用漢字表にあるものは、漢字を使うという考え方です。それは例えば、文部科学省の用字用語例ですとか、そういったものから帰納的に判断しても分かります。実態として、公用文として定められている語の基準などから見ても、少しぎよっとするかもしれませんが、例えば、「飽くまでも」の表記は、「あく」というところに漢字を当てるわけです。あるいは、参考資料6の「国語に関する世論調査」の中にもありますが、「正に」のところに「正しい」という字を当てたりします。「飽くまでも」、「正に」なんていうのは法令には出てこないかもしれませんが、これは公用文や法令についてはそういった表記になりますので、漢字が使えるところは使うというのが原則で、「よる」というのはそういう意味であろうと思います。

ただ、212ページ「その他」のところを見ますと、目安という言葉は外したという話はしたんですが、(2)のところに、「特別な漢字使用等を必要とする場合には、1及び2によらなくてもよい。」と、こういった留保は付いています。これは何を具体的に意味するのかということにはここでは踏み込みませんが、こういったことが書かれているという面もあるということは御紹介しておきます。

塩田委員

そうなってくると、やはり仮に石偏の「碍」が入ったとすると、これはこれに当たる場合は書かなきゃいけないことになってしまうわけですね、それをそのまま運用すれば。

関根委員

さっき田中委員が御指摘になった、「目安」ということと、「選択肢」ということ。確かに改めてこれを読むと、一般には分かりにくいかなというか、この辺りをもっとちゃんと説明した方がいいんじゃないかと思います。つまり、常用漢字に基づくか基づかないかは自由だけれども、常用漢字表の中では表記の揺れはないというか、標準表記という言い方は、常用漢字表の中では使っていないですよ、ないけれども、ただ、常用漢字表の考え方として、効率的で共通性の高い漢字を収めて、分かりやすい文章を書き表すための目安ということは、ある意味では、表記の安定性というか、表記のスタンダードを求めるのなら、常用漢字表によればいいんだということじゃないかと思います。だから、その中で、常用漢字表の中にこの選択肢、どちらでもいいよというのを入れてしまうと、どう扱っていいか分からないということになるので、その辺りの表記の安定性とか、標準表記を使うことの意義みたいなのも、ちょっとにじませてほしいと思います。

と言いますのは、もちろん2番目の にあるような、それぞれの表記を尊重するというのはそのとおりなんですけど、これを仮に、尊重するというのはいいけれども、それぞれの考え方や事情とは別に、非常に中立的なニュートラルな言葉として「ショウガイ」という言葉を用いたいときに、では、どれによればいいのか。つまり、新聞では、従来どおりの「障害」、うかんむりを使っているわけです。それで、仮に尊重するとすれば、例えば、石偏を選択しないということは、当事者の気持ちをないがしろにしているんじゃないかとか、そういう誤解を生みかねないというおそれを感じるんです。

例えば、2番目の のところで尊重するのは、表記ではなくて、考え方じゃないかと思うんです。表記というのは、表記の安定性とか、標準表記というものを尊重してほしいと思います。「障碍」、「障がい」、「しょうがい」などの表記については、そういう表記を選ぶそれぞれの考え方や事情があるということについて尊重するというか、表記自体ではなくて、表記の裏にあるもの、そういう思いとか、いろいろな考え方についてはもちろん尊重する、だけれども、表記としては、国語施策としては、表記の安定性ということで、従来のうかんむりを標準使用表記として示していて、それはいろいろな調査によっても、決して差別的なものでもないし、以前からも使われていたし、いろいろなことを言われていることは誤解であるということ、どこかの段階ではきちんと言うべきではないのかなと思います。

滝浦委員

この件は、いつぐらいまでに決着を付けなければいけないのかだけ教えてください。

沖森主査

次回、主査打合せ会を設けることになっておりまして、その次にまた国語課題小委員会で具体的なものを御検討いただくということになっております。このメッセージというのは、2020年に向けてというのが一つの節目になりますので、それを見据えるとなると、なるべく早い方がいいのではないかということで、どこまでのメッセージにするのかは、いろいろな考え方があるとしても、何らかのものをまずは出すということを前回も御議論いただき、御賛同いただいたということでありまして。具体的にどこに設定できるかというのは、事務局の方に後で回答してもらいますが、恐らく国語分科会の中で最終的に一つのまとめをしなければいけないというわけですので、その国語分科会が開かれる日時というのは決まっております。ですので、そこを目指すと

というのが、一つの考え方かと私は思っておりますが、事務局のお考えはいかがでしょうか。

武田国語調査官

まず、国会の決議が求めているのは、石偏の「碍」の追加の可否ということを検討してくれということなわけです。これに関しては相当時間が掛かるだろうということがはっきりしていますので、まずはその前に現行の常用漢字表の考え方でできることをお示ししましょうと。それは主査が今おっしゃったように、なるべく早くということが、この間もこの会議の場でも話題になったかと思えます。ですから、それはできれば年内と言いますか、具体的には、11月22日に国語分科会がありますので、そこに間に合えばそこということになるのかもしれませんが。それは最終的な結論を出す前の段階で、今お伝えできる考え方を示すという意味でのメッセージになります。

沖森主査

それでは続きまして、「1 官公庁における文書作成について」の協議に移りたいと思えます。

では、参考資料1を御覧ください。これは前回までの御意見やヒアリングでのお話などをまとめたものです。前回のヒアリング、そして、それに関わる協議では、以下のようなことが話題になったかと思えます。

地方自治体においては、役所における、言わば専門的な内容を扱った法令や条例の文書や、それに準じる文書番号や公印を付されているような公用文と、それらを一般の市民に対して分かりやすく説明しようとする文書、この二つを分ける考え方があるんじゃないかということ。

ただし、そのような認識はまだ十分に広がっておらず、法令などの用語をそのまま広報などに使ってしまうという傾向があるということ。

法令の言葉遣いは、解釈の相違が起こることを防ぐため、一般の人には少々理解しにくい規則に基づいて書かれており、そのことを十分に理解した上で扱う必要があるということ。

また、役所が住民の人たちに対して広報活動する目的は、それによって相手の行動を促す必要があるからであり、一方通行の情報発信としてではなく、コミュニケーションとして行う必要があるということ。

こういったところが話題になっていたかと思えます。

本日は、今後、官公庁で作成する文書についての検討を、どの辺りに焦点を絞って進めていくか、検討を進めていくかということについて、そろそろ方向性をはっきりさせていきたいと考えております。

そこで、用意しました配布資料2を御覧いただきたいと思えます。配布資料2「公用文作成の在り方に関する論点(案)」とありますが、これは、これまでの議論のうち、委員の皆様方のお考えが大体一致していたと思われるところを、事務局におまとめいただいたものです。配布資料2の前半、1枚目になりますが、まずは、事務局から説明をお願いします。

武田国語調査官

それでは、配布資料2を御覧ください。これまで事務局から、今回の議論は、昭和27年の「公用文作成の要領」の見直しというところが出発点ですということ度を度々申し上げてきました。そこから始まったこれまでの御議論の中で、ある程度方向性が出

てきたのではないかということで、主査に御相談申し上げながら、こういった資料を作成しております。

まず、一番上の囲みですが、今回の公用文に関する審議においては、一つ前の期におまとめいただいた「分かり合うための言語コミュニケーション（報告）」、その考え方が役に立つのではないかということがよく委員会の中で話題になっているかと思えます。ですから、それを一つの基本的な考え方として公用文に関する議論を進めていってはどうかというのが、一番上の囲みになります。

そして、これまで御検討いただいてきた、どこを対象とするのか、何を公用文として捉えて考えるのかということですが、ここにあるように、「大別」という欄を三つに分けております。公用文と言うと非常に幅が広いわけです。法令も広い意味での公用文の中に入ってきます。これは、昭和 27 年の公用文作成の要領の中に、法令の用語についての記述がありますから、公用文の中に法令が含まれるということは、間違いなく言えることかと思えます。

それから、下まで見ていただきますと、近年では、役所から発信するものとして、例えば、ツイッターやフェイスブックなど、そういった SNS に情報を載せて発信するところまで、国の役所がやっているという状況があります。この中のどこからどこまでが、ここで御検討いただくべきところなのかということですが、このまとめで 3 段階に分けています。

一番上は少し濃い網掛けをしています。これは、議論の中では、法令まで踏み込むべきではないかという御意見もありましたが、大方、そういったものは、今回の対象に考えなくてもいいのではないかという御意見が多かったのではないかと捉えております。つまり、役所の中の文書というのは、昭和 27 年の「公用文作成の要領」のときにも、分かりやすく感じのよいものにしようということで、要領が作られているわけです。そして、その結果として今の法令があり、あるいは公用文があるわけです。どうしても法令や、国が通知や通達で示すものは、正確さが求められますので、先ほどの主査のおまとめの中にもありましたが、正確さを期すということになると、特殊な言い回しであるとか、余り一般の方には御理解いただけないような表現なども入ってくる場合もあると。それは、長い歴史を持って作られてきているところもありますので、そこになかなか踏み込むのは難しいのではないかといったことが、この中でもお話があったかと思えます。それが一番上の濃い網掛けの部分になるかと思えます。

そして、次の薄めのところですが、これはまだいろいろな御意見が出ている途中かと思えますが、例えば、前回のヒアリングでは、白書のことが高齢者になりました。白書というのは、基本的にはやはり一般の方にも読んでいただくように作られているものはずなんです。中を読みますと、かなり分かりにくいものもあるのではないかと。専門用語もたくさん出てきます。そういった政策や施策の内容について、主に関係者を意識して作っているような類いの公用文があるのではないかと。そういったものはどうするかということがあるかと思えます。

そして、一番下の段に参りますが、昭和 27 年の頃にはまず想定されていなかったような形で、今、例えば、ウェブであるとか、SNS であるとか、そういったもので一般の方々に国が直接発信する機会というのが増えています。先ほどの「国語に関する世論調査」の結果では、見たことがないという方がたくさんいらっしゃいましたが、ここに挙げたような具体例を御覧いただいても分かるように、国の示したポスターなどは、どこかできっと御覧になっているはず。この一番下の段に挙げたものに関しては、特に今、はっきりと国で示しているような、少なくとも国語施策として示

してきたような考え方やガイドというものが、現段階ではありません。

そこで、この一番クリアに見えているところを中心に御議論いただいて、そこでの精神であるというか、考え方というようなものが、この濃いところ、あるいは少し薄い網掛けのところ、こういったところに及ぶようにお考えいただくのはどうだろうかということが、このまとめの意図です。ただ、その辺りについて、本当にそれでいいのかということがありますので、御検討いただければと思っております。

沖森主査

ただ今の説明には2点あったかと思えます。一つは、囲みの中で、今回、作成を目指している成果物の基本的な考え方は、「分かり合うための言語コミュニケーション」、平成30年2月に出されましたこの報告の考え方を基にしてと言いますか、参考にするのはどうかということ。

そして2点目に、検討の対象とする公用文の範囲というのは、ここにあるような、一般の人々に直接発信するものというのを中心にしていってはどうかという、この2点であったかと思えます。

では、この2点を中心に、御自由に御意見、御感想を頂きたいと思えます。あるいは御質問も含めて、お願いいたします。

田中（牧）委員

大変分かりやすい説明、ありがとうございました。一番上はよく分かったんですが、二つ目と三つ目の分類が、関係者というのが誰なのかがよく分かりません。報道発表はマスコミということになると思うんですが、白書は基本的に国民に向けてという、建前はそうなっています。確かに内容は難しいですが、本当は白書を読むべきです。あるいは読まれるように書かれるべきだと思うので、白書を対象外にしてしまうと、よくないと思えます。できれば、もしかしたら線引きの仕方、関係者が誰なのかということが、白書の場合曖昧だから、こういうことになっているかと思うので、ここで線引きされた理由、確かに白書は難しいのが現実ですが、白書を分かりやすくするためにも、対象にした方がいいのかなというのが私の意見です。

関根委員

賛成です。確かどこかの白書でも、広く読んでもらうための工夫みたいなものをしてる例があったと思えます。例えば、色刷りにしたり、あるいは脚注を設けたりして、そういう試みというのが、何年か前から確かあったと思えます。それから、報道発表資料にしても、やっぱり最終的には国民一般に届けてもらうために出す資料なので、ここもやっぱり対象になってくるんじゃないかと思えます。現在、それを新聞や放送で、いわば翻訳して伝えているような形になっているわけですから。やっぱりそれを真っすぐ届けるといのは必要じゃないかと思えます。

川瀬委員

賛成です。報道の人でも一般の人なんで。専門記者はもちろんいますし、クラブ付きの人でもありますから、非常に詳しい人もいますが、逆に今度はその人が普通の言葉を使えなくなっているケースがあります。

報道発表というのは、飽くまでもお預かりして、メディアはそれを分かりやすくして出しますが、やはりその先にある国民に向けてのものだと思いますので、是非、薄めのグレーは、下の白と同じように - 同じようにとまではいかないかもしれませんが

が、もう少し入れていただいていた方がいいのかと思います。

一般の人々というのが、また結局どこなんだというのは、この間も出た話なんです
が、何となくやっぱり一般の人々を対象にするものは、全部考えたいと思います。

塩田委員

以前、医療関係の外来語の委員会、田中牧郎委員が中心になってなさっていましたが、ここでも一般の患者さんたちに使われるための言葉を扱ったのであって、お医者さん同士で使う言葉について制限したわけではなかったはずだと思います。

私も、対象にするのは、白とグレーの薄いところ、このみにするか、あるいは少なくともここを中心にするべきかと思います。仮に濃い灰色のところをやるとしても、下の白や薄い灰色とは基準としては異なってくるはずだと思います。そういう2段階でやるのか、あるいは白、灰色でやるのかと言うと、白、灰色でいいんではないか。黒っぽい方は別にやらなくてもいいんではないかと、個人的には思います。

入部委員

全体のイメージですが、囲みの中の内容は大賛成です。なぜ昭和27年からのものが、それこそこんなに掛けて見直されなかったんだという根拠が、やっぱり希薄だったと思うんです。ただ、報告書が出たので、それに続いて出る、かつ2枚目の御説明はこれからだと思うんですが、より詳細なものが出るというのは、タイミングとしても大変良いですし、それは納得のいく根拠になるかと思います。囲みと、あと、2枚目の御説明を聞いてからなんですが、より詳細なものが出るというイメージでよろしいのでしょうか。

沖森主査

2枚目に移る前に、1ページ目に関しての御意見がございますでしょうか。

(挙手なし。)

なければ、まとめてまたあとでお伺いしたいと思いますので、それでは、配布資料2の2ページ目、後半について御検討いただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

武田国語調査官

2ページ目につきましても、まだこれまでの議論のうちの主なものを並べているだけですので、非常に暫定的なものであると言いますか、これから御検討いただく基になるものとお考えください。

今回の御議論の中で大切なことの一つとして、談話レベルでの考え方を示すべきであるというお話がありました。これは、いろいろな取り方があるかと思うんですが、少なくとも、例えば、単なる言葉の言い換えのリストを作るとか、そういうことでは今回はないと。言い換えのリストみたいなものは、それはそれで意義があるんですが、多分、ここの国語課題小委員会に求められているのは、そういうことではないんだろうというお話があったかと思います。談話レベルの考え方について検討するのは非常に難しいだろうというお話がありましたが、そこを意識して検討するということになるのかと思っております。

どういったことを検討するのかということで、まず、一番上に「基本的な考え方」、それから前回のお話の中で、心根という言葉がありましたが、「心構え」といったものが当然、検討されるところだと思います。

そして、用字用語などと言いますが、「用字」ということで、表記の在り方について。これは、現在、法令や公用文に特有の表記があるもの、例えば、「まさに」というのを「正に」と書いたりする、こういった表記は、先ほどの黒い網掛けのところではそのままでもいいけれども、白い網掛けではどうなのかというようなことは、今の段階でははっきりしていないところがあります。ですから、そういったところに踏み込むかどうか。用語については、先ほども少しお話ししましたが、詳細なリストの作成ということは難しいにしても、何か基本的な考え方や例を示せるのではないかというようなお話がありました。難しい語彙の処理の仕方、専門用語や片仮名語、外国語の扱いなどということです。

そして、「文体」、「書き方」と出てきているのは、これは昭和 27 年の公用文作成の要領の並びと同じ表現で出しています。文体についても、多少ここで議論がありました。一つは文末の表現、常体が敬体かということなど、そういった話が出ていました。文末の文体の整理ということ、それから、話し言葉の文体が持つ効果というものをもう少し考えてもいいのではないかと、「新しい言文一致」といった話題があったかと思いますが、そんなお話があったことを意識して、ここに挙げております。

その後、「書き方、構成」というものを並べて入れました。句読点や符号等の使い方、この整理が必要ではないか、あるいは、タイトルや見出しの付け方、箇条書きの仕方などが整理されるべきであろうという御意見もありました。あと、もう少し抽象的な文の構成みたいなことについては、まだ特に御議論はありませんでしたが、当然、含まれてくることではないかと思えます。

ここまで説明したことを含む「全体に関わること」として、これまでお話があったのは、伝わりにくいものを分析して、伝わりにくさというものをパターン化してはどうかということ。それから、機能別、ジャンル別の分類をして、理論的な整理をある程度して、それを Q & A のような形で例示できないかというようなお話もありました。その次のところは、書き方や表記とか、そういう表現方法のところでは止まるのではなく、内容をきちんとどのように伝えるかという、内容にまで言及すべきではないかというお話もありました。もう一つ、媒体の問題、媒体と言うと捉え方がいろいろあるかとも思いますが、例えば、紙媒体、インターネット、放送と、いろいろな媒体がありますので、そういったものとの関係というものを明らかにすべきであろうということが、検討の内容として挙がっているかと思えます。

次の「成果物の利用者」ということですが、これに関しては、事務局としては、やはり国の審議会での公用文ということをお考えいただいているので、一義的には、国の府省の職員を想定しながらお考えいただくことになるのかと思っております。と同時に、地方公共団体の職員のほか、広く社会一般でも利用してもらえよう、皆さんに使っていただけるようなものを目指す。その入り口として、国の役所で使うものをお考えいただくというのはどうでしょうかということですが、

最後、「その他」に挙げているのは、そもそもの議論のきっかけとして「公用文作成の要領」の見直しということがあったわけですが、それをどう考えるかということが、まだ課題としてあるのかもしれないということで挙げてあります。もしも先ほどの白いところを中心ということになると、少なくとも昭和 27 年の要領をまるっきり改定するというよりは、それを補足するようなものを作ることになっていく可能性があるかと思っております。

沖森主査

配布資料 2 の 2 枚目では、具体的な成果物は一体誰に向けて出すものか。つまり、

利用者はどういう人を想定するのか、具体的にどういう構成にして成果物を出せばいいかなど、こういうことも含めて、御意見、御感想等ございましたら、お願いいたします。

田中（ゆ）委員

今お示しいただいた2枚目のところですが、「談話レベル」、おっしゃりたいことは分かるんですが、今回は文章だけなんですよね。そうであれば、「文章レベル」かと。動画とかでのしゃべりとかは考えていないんですよね。

発信するときに、ここでは一般の人と言っていましたが、もし、もう少し加えられたら、「やさしい日本語」レベルといったところぐらいまでは考えてもいいんじゃないでしょうか。内閣府で、分かりやすい版という、役所っぽくないものをずらっとやっていますよね。ですから、「やさしい日本語」的な発想でぶら下げられているのが分かりやすい版なのかなと。分かりやすい版を見ていませんから、本当に分かりやすいか分かりませんが、その心は入れ込んでいいんじゃないのかなといったようなことです。

もう一つ、今、「やさしい日本語」を出しましたが、これはノンネイティブの方が主眼になっています。「書き方、構成」のところ、タイトルや見出しの付け方、レイアウトのことなども書いてあるので、やっぱり見て分かる、これはウェブなどがメインになるかもしれませんが、文字の大きさや色といった、ユニバーサルデザイン的な発想のところも取り込んでいく方がよいのかと思いました。

今のは感想と、これからやっていくことなんですが、もう一つ。これはただの思い付きなんですが、「全体に関わること」についての伝わりにくさの分析とパターン化。すごくよく分かるんですが、例えば、調査といったことがこの背景にあるのかと思うんです。しかし、普通に調査をしたら難しいかと思います。SNS的な感じですが、広く世の中の公的機関の文書で分かりにくいと感じるところを理由付きで投稿してもらって、一定の期間集めたものを分析の土台にするのはどうでしょうか。それぞれの委員が持ち寄ったものを加えてもいいです。

そうでもしないと、ここにいる私たちが分かりにくいと思うレベルと、普通に生活している一般の方たちが分かりにくいと思うものとは、必ずしも一致しているとは思えません。加えて、「国語に関する世論調査」では、官公庁の出す文書は見えていないと多くの方が言っていますが、一般の方たちにも聞いて、それで見てもらうきっかけ、気付いてもらうきっかけにするのもいいかと思います。投稿されている分かりにくいと思ったものが、本当に一般の人の投稿かどうか分からないですが、せっかくSNSでできることなので、調査として一つ考えてもいいんじゃないかと思いました。

川瀬委員

公用文なんですから、成果物の利用者は、広く一般はいいんじゃないでしょうか。もちろん参考にして、使っていただける分には有難いと思います。ただ、広く社会一般は、それぞれの理屈とか考えの中で、分かりやすさというものを、企業なり団体なりが追求していると思うんです。参考にしていただければ有難いですが、飽くまでもやっぱり公から発信する立場の人に向けて分かればいいのかと思います。そうでないと、果てしなく広いレベルに対して成果物を作っていかなきゃいけないような気がします。だから、国の府省の職員、地方公共団体職員ぐらいまででいいんじゃないのかという気がします。

山田委員

そこのところを今言おうと思ったんですが、やはりこの成果物の利用者は、公用文を問題にするわけですから、「広く社会一般でも利用」とまで広げる必要はないかなという気が私もします。

それと、もう一つ。全体に関わることで、先ほども出ていましたが、伝わりにくさの分析とパターン化、これは何か具体的な例を挙げていくのか、あるいは全く別の調査で挙げてもらうのか、その辺をはっきりしておいた方がいいんじゃないかなという気がしました。

関根委員

広く社会一般にまで広げることはないというのはそのとおりだと思います。が、結果的にはかなり参考にされるということは、想定した方がよいと思います。だから、別にその人たちのためだと呼び掛けるわけではなくても、広く一般でも通用するというくらいの気持ちで取り組んだ方がよいかと思います。

というのは、現行の「公用文作成の要領」にしても、これが正に、広く社会一般で文章の書き方とか、あるいは新聞の記事の書き方とか、そういうものの基本の基本になっている部分があるんです。現在、そういうよりどころがほかにないですから、かなり利用されるということは、覚悟して取り組みたいと思います。

入部委員

関根委員の御意見に近いんですが、広くはいらないと思いますが、一般はあっていいのかと思います。1ページ目にある「分かり合うための言語コミュニケーション」の報告書に基づいた形になるので、やはりそこのところは一般社会に向けてということで、また新しい学習指導要領の国語科の中にも、「社会生活」という言葉がよく出てきますので、もちろん成人だけではなく、若い人たちにも参考にしてほしいという思いは込めていいのかと思います。

川瀬委員

「媒体の特性に応じた考え方」についてですが、この媒体って、すぐ私などは紙とネットとか、そういうのを考えますが、多分、動く映像、動かない文章、それと、音声だけ、もしかしたらほかにもあるかもしれませんが…。媒体の特性というよりは、受け取る側がどういう形で接するものなのかということを考えて方がよいと思います。ただ、動く映像とか音声となると、これは違ってくると思うので、基本的には動かない文章なんじゃないのかと思います。

ネットで上げるときにどうしようという問題だけじゃないような気もします。今、SNSとかについ意識が行っちゃいがちですが、デジタル技術なんてどんどん進んでいくんで、もしかしたら本当に基本的な文章の在り方だけでいいんじゃないかという気もします。分かりやすい図版を入れましょうとか、そういうのは書くべきなのかもしれませんが、媒体の特性というのをもう一回定義していただきたいと思います。

田中（牧）委員

今の川瀬委員のことと関係して、1枚目のところに具体例と媒体とあって、この媒体と、「全体に関わること」の4番目の媒体を同じように考えると、ちょっとやりにくいと思います。むしろ具体例にある、事務連絡なのか、広報なのか、広告なのか、

こういう分け方の方が、それに応じた考え方は示しやすいのかと。その方が、言語的な分析をした上で、根拠を持って提示できるのかと思います。媒体という書き方じゃない方がいいかと。それでは何なのかと言うと、文章のタイプとか、ジャンルとか、そういうものの方がよい。そうすると、2番目に既に書いてあることなのかもしれません。

それで、どういう枠組みで提示するかが非常に難しいと思うんですが、上に書いてある「用字、用語、文体、書き方」、この辺りは多分さっきおっしゃったように、文法的なことだったら、ここに入ってくると思います。こういう言語学の領域別に扱うことは是非必要だと思うんですが、先ほどのジャンルとか目的とか、それより上に挙げる、そういう文書の分類を示した上で、言語領域の用字、用語、文体を示すのがよいか、それとも、用字、用語、文体と示していくのがよいか。

恐らく両方の軸で検討していくことになると思うんですが、従来の公用文の基準は表記だけだったので、非常に単純な示し方でよかったんです。しかし、これだけ複雑な構造があると、どんな軸でどこから検討していくかというのが、さっき田中ゆかり委員が言われた、調査をするにしても、一体どんな調査をどのように設計したらいいかが、最初、まだ相当この部分で、まず、ブレンストーミングなどから始めないといけないんじゃないかという印象を持ちました。

私が国語研究所にいるときに、外来語の委員会や、病院の言葉の委員会を担当していたんですが、あのときは基本的に語彙と決まっていたので、語彙から始まるので、語彙を基準にいろいろなものを集めて分析ができました。ただ、これだけ用字、用語、文体とあると、最初の軸を置く場所を決めるのが大変だろうと思うんです。提案はないんですが、その整理をどうするかという議論に入らなきゃいけないんじゃないかと思います。

川瀬委員

「談話レベルでの考え方までを示す」の「談話レベル」について、もう一回教えていただいていいですか。

武田国語調査官

委員の皆様にお答えいただいた方がいいのかもしれませんが、例えば、先ほど「文章レベル」ではないかというお話がありましたが、テキストと言いますか、一固まりのテキストみたいなものについて「談話」というような言い方をしています。一方で、これまでの公用文というのは、語の書換えであるとか、どういう表記をするとか、もしも文章について書くとしても、それこそ分かりやすく感じのよいというぐらいのことしか言っていなかったわけです。

それをもうちょっと文章の固まりで考えて、どういったものがより分かりやすいのかということをお検討いただくことになるのかと思います。

塩田委員

これは言語学での言い方なんですが、書き言葉の場合は、単語が連なると文になる。文が連なると文章になる。

これが音声だと、音声が連なると単語になり、単語が連なると発話になって、発話が連なると談話になる。

だから、書き言葉の文章に相当するものが、音声の談話なので、先ほど田中ゆかり委員が言ったのは、言語学の常識からすると、「談話」というと、音声のことを示す

ので、文章の方がいいんじゃないですかということだったわけです。

沖森主査

それでは、本日の協議は以上で終わりたいと思います。

次回の国語課題小委員会では、国語分科会への審議経過の報告という内容と、そして、先ほど最初に協議していただきました常用漢字表に関する問題というもの、これらを含めてまた御協議いただきたいと思いますと思っております。

本日の国語課題小委員会はこれで閉会といたします。御出席どうもありがとうございました。